

湖西市環境センター
基幹的設備改良工事
及び長期包括運営委託事業

要 求 水 準 書
(長期包括運営委託編)

令和2年4月6日
(令和2年7月28日修正)

湖 西 市

目 次

第1編 総則	1
第1節 一般概要	1
第2節 事業名	1
第3節 事業実施場所	2
第4節 事業期間	2
第5節 対象施設	2
第2編 長期包括運営委託事業に関する仕様	5
第1章 運営に関する基本事項	5
第1節 対象業務範囲	5
第2節 ユーティリティ	6
第3節 公害防止条件	7
第4節 運営における遵守事項	10
第5節 業務条件	12
第6節 その他の基本的事項	14
第2章 管理運営体制	18
第1節 業務実施体制（本施設の運営のための人員等）	18
第2節 有資格者の配置	18
第3節 連絡体制	18
第3章 運転管理業務に関する要件	19
第1節 運転計画の作成・提出	19
第2節 処理対象物の処理条件	19
第3節 焼却施設の運転管理	26
第4節 リサイクルプラザの運転管理	27
第5節 エネルギー利用	27
第6節 処理不適物及び副生成物の取扱い	27
第4章 維持管理業務に関する要件	28
第1節 維持管理計画の作成・管理	28
第2節 処理能力の維持	28
第3節 機能維持のための点検・保守	28
第4節 法定点検	28
第5節 施設の修繕・更新	30
第6節 備品・什器・物品・用役の調達及び管理	30
第7節 機器の予備品及び消耗品等の調達及び管理	30
第8節 建築施設・施設の保全	31
第9節 公害モニタリング装置の管理	31
第5章 環境管理業務に関する要件	32

第1節 運営中の測定管理	32
第2節 安全衛生管理	32
第3節 作業環境管理基準	32
第4節 作業環境管理計画	32
第5節 労働安全衛生・作業環境管理	32
第6節 本施設の安全衛生管理	33
第6章 情報管理業務に関する要件	34
第1節 運転記録報告	34
第2節 点検・検査報告	34
第3節 修繕・更新計画報告	34
第4節 環境管理報告	34
第5節 安全衛生報告	34
第6節 情報管理報告	35
第7節 その他管理記録報告	35
第7章 関連業務に関する要件	36
第1節 広域支援等の協力	36
第2節 防火・防災管理	36
第3節 施設警備・防犯	37
第4節 清掃	37
第5節 除草・剪定	37
第6節 住民対応	37
第7節 見学者対応	37
第8節 本市が本施設内で行うイベント・研修等への協力	37
別紙1 主な貸与品及びリース機器リスト	1
別紙2 人員配置図（参考）	2
別紙3 測定項目（環境保全計画）	3
別紙4 清掃業務について	6

第1編 総則

本要求水準書は、湖西市（以下、「本市」という。）が所有する湖西市環境センター（以下、「本施設」という。）において実施する「湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業（以下、「本事業」という。）に適用する。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については、募集要項（公募説明書、要求水準書、特定供給部品リスト、基本協定書案、事業契約書案、事業者選定基準書及び様式集）に明記されていない事項であっても、本市が契約締結する特別目的会社（以下、「事業者」という。）の責任において全て完備及び遂行すること。また、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

第1節 一般概要

本施設は、焼却施設とリサイクルプラザからなる施設である。本市は焼却施設を平成10年7月に供用開始したが平成22年11月に休止し、それ以降、浜松市に可燃ごみの処理を委託している。また、リサイクルプラザは平成10年7月に供用開始し、現在まで安定的に稼働している。

本市は本施設を今後も有効に活用し、かつライフサイクルコストの削減を図るため、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事を実施する。また、日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策を行い、本施設の運営について、さらなる効率化を図ることを目的として長期包括運営委託事業を導入する。

したがって、本事業は施設の改良と運営管理の効果を最大限に引き出すことができるよう、基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を併せて発注する方式で実施するものである。

事業者は、本施設に搬入される処理対象物を、施設の基本性能を発揮させつつ適正処理・再資源化するため、安全かつ効率的・安定的な施設の維持管理に努めるものとし、本市が実施するその他業務に支障を来さないようにすること。また、地球温暖化対策に寄与する施設として、省エネルギー対策等を講じるなど、環境に配慮した運営管理に努めること。

事業者は、本施設の運営業務に必要な調達を自ら行うものとするが、本施設の設計・施工企業（以下、「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下、「特定供給部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定供給部品の定期点検、修繕についても、自ら実施することが困難な場合、施工企業の協力を求めることができる。なお、これら特定供給部品については、本市が別に示す特定供給部品リストのとおりである。

事業者は、本市及び令和2年度現在のリサイクルプラザ施設運転業務委託受注者（以下、「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下、「運営準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行う。また、事業者が本施設に対する本募集要項の記載内容と現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を本市へ請求できる期間（以下、「乖離請求期間」という。）を設定する。

第2節 事業名

湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業

第3節 事業実施場所

静岡県湖西市吉美3294-47

第4節 事業期間

事業期間等は以下のとおり設定する。詳細は表 1に示すとおりである。

焼却施設基幹的設備改良事業期間	: 契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
焼却施設長期包括運営委託事業準備期間	: 契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
焼却施設長期包括運営委託事業期間	: 令和6年2月1日～令和26年3月31日 (20年2ヶ月間)
リサイクルプラザ基幹的設備改良事業期間	: 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
リサイクルプラザ長期包括運営委託事業準備期間	: 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
リサイクルプラザ長期包括運営委託事業期間	: 令和3年4月1日～令和26年3月31日 (23年間)
乖離請求期間※	: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

※事業契約書第24条（条件変更）第4項に基づく通知が可能な期間

表 1 事業期間

	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度		令和25年度 2043年度
	4 ... 3	4 ... 3	4 ... 3	4 ... 123	4 ... 3	4 ... 3		4 ... 3
事業期間								
ごみ焼却施設 基幹的設備改良工事期間								
ごみ焼却施設 長期包括運営委託事業準備期間								
ごみ焼却施設 長期包括運営委託事業期間								
リサイクルプラザ 基幹的設備改良工事期間								
リサイクルプラザ 長期包括運営委託事業準備期間								
リサイクルプラザ 長期包括運営委託事業運営期間								
乖離請求期間								

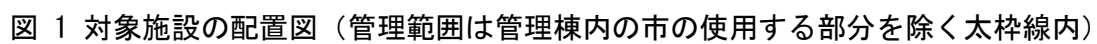
第5節 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。また、対象施設の概要を表 2、対象施設の配置図を図 1に示す。
配置図に示す赤枠は本事業の範囲を示すものである。

- 1 工場棟（焼却施設・リサイクルプラザ）
- 2 管理棟
- 3 車庫棟
- 4 手洗車場
- 5 スtockヤード棟
- 6 計量棟

表 2 対象施設の概要

施設名称		湖西市環境センター	
所在地		湖西市吉美3294-47	
敷地面積		35, 523 m ²	
建築構造		工場棟S+RC造 管理棟RC+S造 車庫棟・手洗車棟・ストックヤード棟S造	
建設年度	着工	平成 7年9月	
	竣工	平成10年7月	
焼却施設	処理方法		全連続燃焼式焼却炉
	施設規模		51 t /24h・炉×2炉 計102 t /日（基幹的設備改良後）
	受入供給設備		ピット・アンド・クレーン方式、汚泥供給設備
	燃焼設備		旋回流型流動床式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備		自然循環式ボイラー（1基当たり最高使用圧力1. 96MPaG） 2基
	排ガス処理設備		有害ガス除去：消石灰 ばいじん除去：ろ過式集じん器 ダイオキシン類・水銀除去： 活性炭吸着塔
	通風設備		平衡通風方式
	灰出し設備		バンカ方式
	排水処理設備		プラント排水：完全クローズドシステムによる施設内処理 ごみ汚水 ：蒸発酸化方式
リサイクルプラザ	施設規模		30t/5h
	処理対象物		燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（各色びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）
	資源等選別設備	受入供給	ホッパ、コンベヤ式
		選別	缶類系磁選機及びアルミ選別機にて鉄類・アルミ類(缶)を回収する。手選別で9種に選別する。
		貯留搬出	鉄類(スチール缶)、アルミ類(アルミ缶)、ペットボトルは圧縮減容し成形品置場に貯留後、車両に積込む。
	破碎・選別設備	受入供給	クレーン、ホッパ、コンベヤ式
		破碎	高速回転式破碎機（横型衝撃・せん断回転式） 低速回転式破碎機（油圧駆動 2 軸回転引裂式）
		選別	磁選機・粒度選別機・アルミ選別機
		貯留搬出	各指定場所に貯留後、車両に積込む。



第2編 長期包括運営委託事業に関する仕様

第1章 運営に関する基本事項

第1節 対象業務範囲

運営業務の範囲は次に示すとおりとする。

なお、運営とは、総務（内部管理）と維持管理からなり、この維持管理とは施設の運転及び保守（修繕及び設備機器等の更新）からなるものとする。

- 1 運転管理業務
- 2 維持管理業務
- 3 環境管理業務
- 4 情報管理業務
- 5 関連業務

上記1から5の業務は、以下の業務等を含む。

- （1）運営業務実施計画、維持管理計画及び運営マニュアルの作成及び更新
- （2）処理対象物受入れ作業（プラットホーム搬入指導、一般持込者の補助業務、ごみ処理手数料の徴収、ごみの計量等）
- （3）受け入れた処理対象物の保管、副生成物の貯留、保管業務
- （4）本施設に搬入される処理対象物の処理に係る業務
- （5）施設の運転、補修、更新に伴い発生する廃棄物の適正処理に係る業務
- （6）焼却施設で発生する余熱を用いた熱供給業務
- （7）施設の運転、各種測定・測定結果の記録並びに経常的な施設の保守管理業務
- （8）電気関係法令による電気工作物の工事・点検及び運転に関する保安業務
- （9）本施設の各設備及び各機器の保守点検（法定点検・定期点検を含む）、補修及び設備更新
- （10）本施設の各設備、各機器の清掃、環境整備業務
- （11）本施設の保安・警備業務
- （12）本施設の保守管理上の日報、月報及び年報、各種点検記録、補修及び整備に係る記録、法令に関する記録、各種測定記録の作成及び保管並びにその他統計資料、各種報告書等の作成業務（国、県等から市への調査依頼に対するデータの提供含む。）
- （13）その他、本施設の運営に必要な業務

第2節 ユーティリティ

1 ユーティリティ条件

ユーティリティ条件は以下のとおりとする。

- (1) 電 気 高圧 6.6kV 1回線受電方式
- (2) 生 活 用 水 上水
- (3) プラント用水 上水、工業用水^{※1}
- (4) 燃 料^{※2} A重油（設備機器用）、軽油・ガソリン等（重機用）
- (5) 排 水 ぐみピット排水：排水処理後焼却炉内で高温酸化処理
プラットホーム排水：排水処理後焼却炉内で高温酸化処理
プラント排水：凝集沈殿処理後減温塔用噴霧水に再利用
生活系排水：合併浄化槽後筒川へ放流

※1 新たに受託者が契約を行うこと。

※2 非常用燃料タンクにおいては、内部燃料について市が使用することを可能とすること。

2 運営時のユーティリティ

運営時のユーティリティは以下のとおりとする。

(1) 電気（受電）

事業者は、本施設の運営時に必要となる電気について、電気事業者と契約を行い、これに係る一切の費用を負担すること。

(2) ガス

事業者は、本施設の運営時に必要となるガスについて、ガス事業者と契約を行い、これに係る一切の費用を負担すること。

(3) 上水道

事業者は、本施設の運営時に必要となる上水（工業用水道を含む）について、上水道事業者と契約を行い、これに係る一切の費用を負担すること。

(4) 通信費

事業者は、本施設の運営時に必要となる電話回線について、電気通信事業者等と契約を行い、これに係る一切の費用を負担すること（本施設内における本市の職員が使用する電話使用分は除く）。

(5) その他のユーティリティ

事業用地において、本施設の運営時に必要となるその他のユーティリティ（燃料、各種薬剤等）については、事業者が自ら調達することとし、また、これに係る一切の費用を負担すること。

第3節 公害防止条件

基本的には「湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業 要求水準書 基幹的設備改良工事篇 第2編 第1章 第2節 計画要目」に準ずること。

1 焼却施設

(1) 排出ガス基準

ばいじん	0.02g/m ³ 以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
硫黄酸化物	50ppm以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
塩化水素	50ppm以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
窒素酸化物	100ppm以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ 以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
水銀	50μg/m ³ 以下（乾きガス 酸素濃度12%換算）
一酸化炭素	100 ppm（1時間平均値 乾きガス 酸素濃度12%換算）

(2) 副生成物に関する基準

炉底残さ熱しゃく減量	1%以下（600℃ 3時間）
飛灰処理物の溶出基準	
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

(3) 作業環境基準

焼却施設における焼却炉周辺の作業環境は、炉等内の作業以外の作業場における空地中のダイオキシン類は、第1管理区域となるよう管理すること。

2 リサイクルプラザ

作業環境基準	2 mg/m ³ 以下
--------	------------------------

3 焼却施設・リサイクルプラザ共通事項

(1) 騒音基準

全炉定格負荷時に敷地境界線上において、下記の基準値以下とする。なお、昼間はリサイクルプラザも稼働している条件とする。

朝（6：00 ～ 8：00）	50dB(A)以下
昼間（8：00 ～ 18：00）	55dB(A)以下

夕 (18:00 ~ 22:00) 50dB(A)以下

夜間 (22:00 ~ 6:00) 45dB(A)以下

ただし、こども園から50mの範囲の敷地境界線では-5dB(A)とすること。

(2) 振動基準

全炉定格負荷時に敷地境界線上において、下記の基準値以下とする。なお、昼間はリサイクルプラザも稼働している条件とする。

昼間 (8:00 ~ 20:00) 65dB以下

夜間 (20:00 ~ 8:00) 55dB以下

ただし、こども園から50mの範囲の敷地境界線では-5dBとすること。

(3) 悪臭基準

アンモニア	2 ppm以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm以下
硫化水素	0.02 ppm以下
硫化メチル	0.01 ppm以下
二硫化メチル	0.009 ppm以下
トリメチルアミン	0.02 ppm以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm以下
イソブタノール	0.9 ppm以下
酢酸エチル	3 ppm以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
トルエン	10 ppm以下
スチレン	0.4 ppm以下
キシレン	1.0 ppm以下
プロピオン酸	0.07 ppm以下
ノルマル酪酸	0.002 ppm以下
ノルマル吉草酸	0.002 ppm以下
イソ吉草酸	0.004 ppm以下
臭気指数	18以下

(4) 排水基準

生活排水を筒川へ放流する際の水質は、以下に示す基準値以下とする。

水素イオン濃度(pH) 5.8~8.6

生物化学的酸素要求量(BOD) 20 mg/L (日間平均15 mg/L)

化学的酸素要求量(COD)	20 mg/L (日間平均15 mg/L)
浮遊物質(SS)	30 mg/L (日間平均20 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	1 mg/L
銅含有量	1 mg/L
亜鉛含有量	1 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均60 mg/L)
りん含有量	16 mg/L (日間平均8 mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.002 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機りん化合物	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.001 mg/L
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物 海域以外	10 mg/L

ふっ素及びその化合物 海域以外	8 mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

第4節 運営における遵守事項

事業者は、次に示す事項を遵守すること。

1 運営基本方針

事業者は本運営委託の主旨を十分理解し、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理・処分を行うこと。
- (2) 施設の安全性を確保すること。
- (3) 環境への負荷軽減に配慮すること。
- (4) 施設を安定かつ継続的に稼働させること。
- (5) 経済性を考慮しつつ、効率的かつ総合的に一体的な運営管理を行うこと。
- (6) 本市が必要に応じて実施する改造・増設事業に協力すること。

2 要求水準書の遵守

事業者は、運営期間中、本要求水準書に記載された要件を遵守すること。

3 関係法令及び基準、規格の遵守

事業者は、運営期間中、表 3に示す関係法令規格等（最新版に準拠）を遵守すること。

表 3 関係法令

法令名	法令名
都市計画法	駐車場法
建築基準法	工場立地法
景観法	事務所衛生基準規則・危険物の規制に関する規則・政令
消防法	一般高圧ガス保安規則
道路法	特定化学物質等障害予防規則
道路交通法	電気設備に関する技術基準
砂防法	電気工作物の溶接に関する技術基準
森林法	クレーン等安全規則
下水道法	クレーン構造規格
水道法	クレーン過負荷防止装置構造規格
環境基本法	電気機械器具防爆構造規格
ダイオキシン類対策特別措置法	溶接技術検定基準（JIS Z 3801）
大気汚染防止法	ボイラ及び圧力容器安全規則
水質汚濁防止法	ボイラ構造規格
騒音規制法	圧力容器構造規格
振動規制法	日本工業規格（JIS）
悪臭防止法	日本農林規格（JAS）
労働基準法	電気規格調査会標準規格（JEC）
労働安全衛生法	日本電機工業会基準規格（JEM）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本電線工業会規格（JCS）
航空法	日本油圧工業会規格（JOHS）
電波法	内線規定
有線電気通信法	電気供給規定
電気事業法	地方自治法
電気工事士法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
電気用品取締法	ごみ処理施設性能指針
計量法	河川構造物設計基準
高圧ガス取締法	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	規格、規定、要領、要綱、通達及び技術指針、その他、関係法令（※静岡県、湖西市に係る条例）等を含む
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	

4 公害防止協定の遵守

事業者は、対象施設の運営について本市が地元住民と締結予定の「湖西市環境センターの操業に関する協定書」を遵守するため、本施設の基本性能を発揮して、本市の対応に協力すること。

5 湖西市一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、運営期間中、湖西市一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。

6 湖西市環境センター基幹的設備改良工事に伴う生活環境影響調査書の遵守

事業者は、運営期間中、本事業の公募の後に公表する湖西市が定めた「湖西市環境センター基幹的設備改良工事に伴う生活環境影響調査書」に記載されている「第6章 3. 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容」を遵守すること。

7 保険への加入

事業者は、本施設の運営に際して、火災保険、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

8 運営前の許認可

本施設の運営に当たって事業者が取得する必要がある許認可は、原則として、事業者の責任において全て取得すること。ただし、取得に際して、本市が担う必要がある業務が生じた場合には、本市が行う業務に協力すること。（書類の作成等を含む）

9 関係官公署の指導等

事業者は、運営期間中、関係官公署の指導に従うこと。

第5節 業務条件

1 提案書類の変更

提出済み提案書類については、原則として変更は認めない。ただし、本市の指示及び本市と事業者の協議等により変更する場合はこの限りではない。

事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うこと。

その他、本事業の実施にあたって変更の必要が生じた場合は、本市の定める事業契約書によるものとする

2 精密機能検査

事業者は、基幹的設備改良工事終了後の初年度より、3年に1回以上の頻度で精密機能検査を実施すること。また、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能を維持するために必要となる点検・検査計画及び修繕計画の見直しを行うこと。

3 貸与物及び本市職員の使用範囲

- (1) 主な貸与物及びリース機器は別紙1に示すとおりとする。
- (2) 事業者は、運営期間中の対象施設において本市が継続して使用する箇所については使用することができない。なお、使用箇所については、本市と協議すること。
- (3) 事業者は、貸与物について運営期間中は善良な管理を行うものとし、保守点検、修理、買い替え等に要する費用は、全て事業者の負担とする。なお、買い替え等については、事業者が提案を行い、本市と内容を協議すること。
- (4) 貸与物について善良な管理の下使用していたにも関わらず、故障、破損等により使用ができなくなった場合、貸与物の処分は本市が行う。また処分後、それらのものについて事業者が必要と判断したものについては、事業者が用意すること。
- (5) 事業期間終了後、事業者は本市の求めに応じて貸与物又は貸与物同等品を本市に返却すること。なお、上記(4)により事業者が用意したものについては、本市は返却を求めない。
- (6) 業務履行に必要な機器は事業者がリース契約を第三者と結び、使用すること。事業者とリース業者との契約期間終了後に、撤去等にかかる全ての費用は、事業者が負担する。

4 運転停止条件等

(1) 公害防止基準値等の超過

本市又は事業者による排出ガスの測定の結果、第2編第1章 公害防止条件に示す排出ガス基準を超過した場合、事業者は直ちに運転を停止すること。

(2) 再稼働の条件

事業者は上記等の理由により運転を停止した場合、再稼働にあたっては運営マニュアルに基づき試運転及び測定等を行い、公害防止条件を満たしていることの確認を行って、本市に報告すること。

5 委託費用

本市は、事業者に起因する理由により、本施設の全部もしくは一部の運転を停止した場合、又は本施設の修繕、運営業務の改善等を行い、本施設の正常な運転ができるよう回復することができない場合、本市の定めるところに従い、業務委託費用の減額を行う。

6 試運転及び運転指導に係る経費について

基幹的設備改良工事に伴う試運転及び運転指導に係る経費のうち、建設費（基幹的設備改良工事費）に含めることが困難とされる費用は、長期包括運営委託費に含めること。

7 事業期間終了時の条件

本市は、事業期間終了後、本施設を廃止ならびに解体する予定である。事業者は、事業期間終了後に本市が速やかに廃止ならびに解体が行えるように施設の運営を行うこと。

(1) 要求水準

事業期間終了時には、可能な限り本施設内の堆積物（ごみピット内の残留ごみ、炉底残さ（不燃物）、飛灰等）、各種薬剤、廃油及び事業者が購入した備品類等を処分すること。

事業者は焼却施設停止時に本施設の付着物及び残留物のダイオキシン類濃度測定、アスベスト調査測定、PCB含有のおそれがある設備の調査等を行い、本市に報告すること。

(2) その他

本事業期間終了時における引渡しの詳細条件は、本市と事業者の協議により決定するものとし、協議は本事業期間終了の5年前を目処に開始する。

第6節 その他の基本的事項

1 運営マニュアルの作成・管理及び運営事業実施計画書の作成・提出

運営準備期間中に事業者は、施工企業より本市に提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、運営マニュアルを作成し、本市へ提出し、運営マニュアルの内容について本市の承諾を得ること。

運営マニュアルの内容に変更等が生じた場合は、必要に応じて本市と協議の上、見直しを行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本市に提出すること。なお、運営マニュアルには、維持管理に関する各種の検査マニュアルも含めること。

また、事業者は運営マニュアル等を踏まえ、運営事業実施計画書を作成し、本市に提出すること。

2 作成書類・提出書類

事業者は本事業の実施に際し、本要求水準書に規定される各業務について、事業者自らの提案に基づき、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前（運営準備期間内）に本市に提出し、承諾を受けること。提出する事項等については、参考例を表4に示すが、その内容については本市と協議し、決定すること。ただし、計画書の作成にあたっては、各業務に必要な施設毎の計画を作成すること。

なお、既存運転事業者にて作成している様式等は、必要に応じて利用しても良い。

表 4 事業実施計画書の構成（参考例）

①運転管理業務実施計画書 業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 運転管理記録様式 日報・月報・年報様式 等を含む
②維持管理業務実施計画書 業務実施体制表 調達計画 点検・検査計画

修繕・更新計画 等を含む
③エネルギー利用実施計画書 電力供給計画 熱供給計画 等を含む
④環境管理業務実施計画書 環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画 等を含む
⑤情報管理業務実施計画書 各種報告書様式 各種報告書提出要領 等を含む
⑥関連業務実施計画書 清掃要領・体制・計画 植栽管理要領・体制・計画 防火管理要領・体制・計画 施設警備防犯要領・体制・計画 見学者対応要領・体制・計画 住民対応要領・体制・計画 等を含む
⑦その他 事故対応マニュアル 緊急対応マニュアル 災害時対応マニュアル 事業継続計画 安全管理衛生体制 安全作業マニュアル 等を含む

3 業務の引継

事業者は、本施設の運転に関して必要な業務の引継を運営準備期間中に、本市及び本市が指定する者より受けなければならない。業務の引継に際しては、引継に関する体制等を記載した業務引継計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、業務の引継に係る費用は事業者の負担とする。

4 長寿命化総合計画の更新

事業者は、「湖西市環境センター長寿命化総合計画書」及び「湖西市環境センターリサイクルプラザ長寿命化総合計画書」の施設保全計画について毎年度、見直しを行い、本市の承諾を得ること。

5 物質収支及びエネルギー収支の把握

本施設の運営中においては、処理対象物等の受入から焼却処理・再資源・不燃物、飛灰等の排出に至るまでの物質収支（各種別）及びエネルギー収支の把握を行うこと。

6 運營業務の報告及び記録の保存

事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運營業務の報告を行うこと。

設備の運転、点検・保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び修繕・更新・事故記録等についてのデータベースを作成、管理し、電子データの形で運営期間中保管すること。なお、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物としても保管すること。印刷物については運転日誌及び点検記録は3年以上、修繕・更新・事故記録等は運営期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本市に提出すること。

7 本市との運営協議

事業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、本市と協議を行い、円滑に運営が行われるように留意すること。

8 本市への報告・協力

事業者は、第2編第6章 情報管理業務に関する要件に関する要件に記載されるもの以外で、本市が求める報告及び本市が実施する検査や環境施策に協力すること。

また、本市が管理する他施設との調整を図り、本業務を実施すること。

9 所轄官庁への報告

事業者は、本事業の実施に関して、所轄官庁等が報告、記録、資料等の提供を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料等の提供の要求については、本市の指示に基づき対応すること。

10 財務状況のモニタリング

本市は財務状況等について、事業契約書案に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、本市の負担とする。

11 運営管理状況のモニタリング

事業者は、本市が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。なお、運営管理状況のモニタリングの実施頻度は今後検討するものとし、その費用は、事業者側に発生する費用を除き、本市の負担とする。

1.2 本市の責による本施設の破損

事業者は、本市の責による本施設の破損等により、本施設の運営に支障が生じた場合は、その復旧にかかる対応は事業者が実施し、その費用を本市に請求できる。

1.3 事故・災害時の対応

本施設において事故が発生した場合に適切な対応を行うため、事故対応マニュアルを作成すること。なお、事故対応マニュアルは、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」及び「湖西市環境センター事故対応マニュアル」に基づいて作成し、本市の承諾を得ること。

地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。また、地震等の災害が発生した場合に適切な対応を行うため、災害時対応マニュアルを作成すること。

重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。

非常時においては、事故対応マニュアル等に基づき、本市へ速やかに状況報告するとともに、事後報告（原因究明と再発防止策等）を含め、適切な対応を行うこと。

非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、本市に報告すること。

事業者は、非常時の対応方法について、運営開始初年度において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、本市と協議を行うこと。

本市が実施する訓練等にも参加、協力すること。

1.4 災害時の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画処理量を超える多量の災害廃棄物が発生する場合などの状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、事業者はその処理に協力しなければならない。

第2章 管理運営体制

第1節 業務実施体制（本施設の運営のための人員等）

事業者は、運営業務を適切に行うために必要な人員を確保し、本施設の運営業務を行うこと。また、運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、代表として統括責任者を置き、適切な運営業務を行うとともに、本市へ業務分掌を提出し、確認を受けること。なお、組織体制を変更した場合も同様とする。

人員の配置にあたっては、別紙2に示した焼却施設休止前の運転時の配置人数を参照し、サービスレベルを低下させないように留意すること。

第2節 有資格者の配置

事業者は、本施設の運営を適切に行うにあたり必要な次に示す資格の有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

- 1 ごみ処理施設技術管理者
- 2 破砕・リサイクル施設技術管理者
- 3 第2種ボイラー・タービン主任技術者
- 4 第3種電気主任技術者、電気工事士または同等の知識と経験を有する者
- 5 クレーン運転士またはクレーン操作に関する関係法令で定められた技術習得者
- 6 危険物取扱者（乙種第4類）
- 7 第2種酸素欠乏危険作業主任者
- 8 ダイオキシン類に係る特別教育修了者（焼却施設）
- 9 エネルギー管理員
- 10 安全管理者
- 11 衛生管理者
- 12 防火管理者
- 13 防災管理者
- 14 有機溶剤作業主任者
- 15 第1種圧力容器取扱作業主任者
- 16 特定化学物質等作業主任者
- 17 ガス溶接技能者または特別教育修了者
- 18 アーク溶接特別教育修了者
- 19 特定高圧ガス取扱主任者
- 20 公害防止管理者
- 21 車両系建設機械運転技能講習修了者
- 22 その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者

第3節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第3章 運転管理業務に関する要件

第1節 運転計画の作成・提出

事業者は、年度別の計画処理量に基づいた年間運転計画及び年間運転計画に基づいた月間運転計画を作成すること。なお、各計画の提出日については本市との協議により決定する。また、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合は、速やかに本市へ報告すること。

第2節 処理対象物の処理条件

事業者は、本市が受入れた搬入ごみを以下に示す条件のもと、適切に処理を行うこと。

1 計画ごみ質

(1) 処理対象物

①焼却施設

燃やせるごみ、破砕・選別可燃性残さ

②リサイクルプラザ

燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物

(2) 燃やせるごみの計画ごみ質

燃やせるごみの計画ごみ質は表 5に示すとおりである。

表 5 燃やせるごみの計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)		59.8	43.5	27.2
可燃分 (%)		28.2	44.9	61.6
灰分 (%)		12.0	11.6	11.2
低位発熱量	(kJ/kg)	4,605	7,953	11,302
	(kcal/kg)	1,100	1,900	2,700
単位容積重量 (t/m ³)		0.26	0.17	0.07
元素組成 (可燃分中) ※	炭素 (%)	15.47	24.20	32.92
	水素 (%)	2.17	3.49	4.81
	窒素 (%)	0.46	0.51	0.56
	酸素 (%)	9.87	16.37	22.89
	硫黄 (%)	0.00	0.05	0.10
	塩素 (%)	0.25	0.28	0.32

※湿ベース

(3) リサイクルプラザの破碎基準及び選別基準

①破碎基準

破碎最大寸法 15cm以下 (85%以上)

②選別基準

不燃ごみ・粗大ごみ処理ラインの選別基準は表 6に示すとおりである。

表 6 不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン選別基準

種類	純度 (%)	回収率 (%)
鉄類	95以上 (保証値)	90以上 (参考値)
アルミニウム	85以上 (保証値)	70以上 (参考値)
不燃物	80以上 (参考値)	75以上 (参考値)
可燃物	60以上 (参考値)	55以上 (参考値)
プラスチック	55以上 (参考値)	55以上 (参考値)

資源物処理ラインの選別基準は表 7に示すとおりである。

表 7 資源物処理ライン選別基準

種類	純度 (%)	回収率 (%)
スチール缶	95以上 (保証値)	95以上 (参考値)
アルミ缶	95以上 (保証値)	90以上 (参考値)

選別基準について、保証値を満足しない場合、事業者は原因の究明並びに必要な修繕（改造を含む）を行い保証値を満足すること。また参考値を満足しない場合、事業者は原因の究明並びに必要な修繕（改造を含む）を行い参考値を満足する様に努めること。

③ごみ組成

処理対象の粗大ごみ組成及び搬入比率は表 8に示すとおりである。

表 8 処理対象の粗大ごみ組成及び搬入比率

組成	搬入比率 (重量%)
金属（家庭用冷蔵庫、自転車等）	30
木製品（大型家具等）	20
がれき類（鉄筋コンクリート片、ブロック等）	25
プラスチック類（容器、シート類）	10
その他	15

④見掛比重

0.1 t/m³

⑤処理対象粗大ごみの最大寸法

幅1,500mm×奥行1,200mm×長さ2,200mm

(4) 計画処理量

本施設における運営開始初年度における計画処理量は表 9に示すとおりである。

表 9 計画処理量

項 目		計画処理量 (t/年)
年間処理量(t/年)		
ごみ焼却施設 ※1	燃やせるごみ	11,835
	衛生プラント下水汚泥	2,445
	破砕・選別可燃性残さ	821
	破砕・選別不燃残さ (硬質プラスチック)	500
	草木	700
	容器包装プラスチック	386
	合計	16,687
リサイクル ※2	燃やせないごみ	1,170
	粗大ごみ※3	251
	飲料缶	89
	びん	316
	ペットボトル	171
	合計	1,997

※1 令和5年度（2023年度）におけるごみ処理量を記載している。

※2 令和3年度（2021年度）におけるごみ処理量を記載している。

※3 粗大ごみとして木製家具を計画処理量とは別に手選別・解体・処理を行うこと
(平成27年度：180 t/年、平成28年度：154 t/年、平成29年度：179 t/年)

2 ごみ量実績（参考）

参考として、本施設の平成28年度から令和元年度までの4年間のごみ量実績を表 10に示す。

表 10 過去のごみ量実績（参考）

年度	処理量（t/年）							
	燃やせるごみ	破碎・選別可燃性残さ	燃やせないごみ	粗大ごみ	白色トレイ	飲料缶	びん	ペットボトル
平成28年度	12,534	623	930	724	13	115	344	192
平成29年度	12,459	671	868	738	13	114	335	194
平成30年度	12,624	782	979	851	12	112	334	206
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	12,539	692	926	771	13	114	338	192

3 搬入出車両

参考として、本施設に搬入出する車両を表 11に示す。

表 11 搬入出車両

	車種	焼却／リサ	主な利用・搬入出物
搬入車両	2t パッカー	焼・リサ	委託車両・許可車両
	4t パッカー	焼・リサ	委託車両・許可車両
	4t アームロール	リサ	資源（びん・缶・プラ）
	4t 平ボディ（パワーゲート）	リサ	資源（びん・缶・プラ）
	一般搬入車両	焼・リサ	計量棟において計量可能な範囲の車両
	4t アームロール（天蓋付）	焼	汚泥【再稼働後・予定】
搬出車両	4t アームロール（天蓋付）	焼	飛灰、炉下残さ（委託内）
	4t パッカー車	再稼働まで	可燃ごみ・家具
	10t ウイング車	リサ	売払物（ペット、プラ）【非計量】
	10t 平ボディ（ローダークレーン）	リサ	売払物（金属・自転車等）
	10 ダンプ（天蓋付）	リサ	売払物（各色カレット）
	貨物コンテナ積載車	リサ	乾電池・蛍光管

注 1）計量棟において計量可能な車両は、搬入出に使用することがある。

注 2）個人による家庭係ごみの搬入において、2t ダンプ、4t ダンプ等の搬入がある。

4 本施設に直接搬入される可燃物の運搬

事業者は令和6年1月31日まで本施設に搬入される可燃物（直接搬入ごみ・破砕可燃等）を浜松市西部清掃工場まで運搬を行うこと。また、可燃物の運搬にあたって必要な運搬車輛は貸与品を除き事業者が自ら用意すること。

なお、基幹的設備改良工事に伴う試運転に際して、ごみ量の確保が必要な場合、本市と協議の上、本施設に直接搬入される可燃物をごみピットへ貯留しても良い。

表 12 可燃物の運搬実績

搬入ごみの形態	運搬車	頻度・台数	運搬量
事業系一般廃棄物 (乾燥ごみ)	2tパッカー車	4回／月 100台～120台／年	190t／年
事業系一般廃棄物 (生ごみ)	4tアームロール天蓋付	6回／月 (台数は上記に含む)	
一般廃棄物 (家庭ごみ)	4tアームロール	12回／月 100台～150台／年	150～200t／年
一般廃棄物 (破砕可燃残さ)	4tパッカー 2 台	34回／月 400台～450台／年	700～800t／年

5 基幹的設備改良工事期間中の処理対象物の取扱い

リサイクルプラザの基幹的設備改良工事期間中の処理対象物について、本施設で資源物の処理ができない間は事業敷地内の本市が指定するスペースに一時貯留するが、処理対象物の飛散防止、臭気対策、降雨などの影響も考慮した必要な処置及び処理再開後の運搬を行うこと。

6 処理対象物の処理

(1) 計量棟における計量と料金徴収等

事業者は、計量棟において搬入ごみの計量を行うと共に、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収代行を行うこと。徴収した手数料については、施設に常駐する市の職員に手渡しにて納付を行うこと。

また、収集車両の渋滞等がなく、効率的な搬入が行われるように計量業務を行うこと。本施設の直接搬入ごみの受付日及び受付時間時間は表 13のとおりとする。

ただし、今後、搬入時間の変更等があった場合、事業者は本市に協力すること。また、過積載車両があった場合、搬入者に対して注意するとともに、本市に即時通報すること。

表 13 本施設の直接搬入ごみ受付日及び受付時間

項目	受付日	受付時間
焼却施設	平日及び祝日	9:00～16:30
リサイクルプラザ	毎月第3日曜日	9:00～12:00
備考	・ 5/3～5/5、12/28～1/5は受付休止	

(2) 搬入検査

事業者は、本市が実施する展開検査(月2台程度)に協力すること。

(3) 直接搬入ごみの対応

直接搬入ごみの受入にあたっては、ダンピングボックスで対応すること。なお、その際には必要な補助を行い、安全かつ適切に搬入を行えるよう努めること。

(4) 搬出入車両の誘導

委託業者、許可業者、直接搬入者などの車両の誘導を行い、安全かつ円滑に搬出入が行われるよう努めること。

(5) ピットにおける不適物の除去

事業者は、焼却施設において、万が一、処理不適物のごみピットに投入されてしまった後でも、選別し排除することが可能である場合には、ごみピットから処理不適物の排除を行うこと。また、リサイクルプラザにおいても同様とし、万が一、処理不適物のごみピット、ヤード又はごみ供給装置に投入されてしまった後でも、処理不適物を選別し排除することが可能である場合には、ごみ供給装置から処理不適物の排除を行い、排除したものの取扱いについては、本市と協議すること。

(6) 遺失物の調査

遺失物の調査の依頼があった場合には、本市の指示に従って、その調査に協力すること。

第3節 焼却施設の運転管理

1 燃焼設備の運転管理

燃焼設備の運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。

- (1) 未処理ごみが発生しないよう安定的な稼働を行うこと。
- (2) 燃焼室中の燃焼ガスが850℃以上の温度を保ちつつ、燃焼ガスの滞留時間が2秒以上になるよう燃焼管理を行うこと。
- (3) 運転を開始（炉の立上げ）する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させ、炉温を高温に保ち、ごみを投入すること。
- (4) 運転を停止（炉の立下げ）する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
- (5) 炉の立ち上げ及び立ち下げの際のごみ投入は極力少なくすること。
- (6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。

2 燃焼ガス冷却設備の運転管理

- (1) 集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を、200℃以下に冷却すること。
- (2) 集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。
- (3) 燃焼ガス冷却装置に堆積した飛灰を除去すること。

3 排ガス処理設備の運転管理

- (1) 排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。
- (2) 本要求水準書の第2編第1章第3節公害防止条件に示す排出ガス基準を満たすこと。
- (3) 排ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度、ばいじん濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。
- (4) 排ガス処理設備に堆積した飛灰を除去すること。

4 排水処理設備の運転管理

ごみピット汚水、プラットホーム汚水はごみピット排水貯留槽に貯留後ろ過し、焼却炉内へ定量的に噴霧し、高温酸化処理すること。

プラント系排水については、凝集沈殿処理を行い、処理水は減温塔用噴霧水に再利用し、沈殿した汚泥はごみピットに散布すること。また、ごみピット排水ろ過機で捕捉されたSS分は、ごみピットへ返送すること。

生活排水は、合併浄化槽にて処理した後、筒川へ放流すること。

第4節 リサイクルプラザの運転管理

- (1) リサイクルプラザの運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。また、本施設の性能を発揮し、資源のリサイクルに最大限努めること。なお、リサイクルする品目については、本市との協議による。
- (2) 5時間/日の運転とし、未処理ごみが発生しないよう安定的な稼働を行うこと。
- (3) 暴発、火災事故に留意すること。
- (4) 破碎基準及び選別基準は第2編第3章第2節処理対象物の処理条件のとおりとする。

第5節 エネルギー利用

1 発電

事業者は、電気事業法等の関係法令、関連規制等に準拠し、安全かつ効率的・安定的に焼却施設の運転を行い、処理に伴って発生する余熱を回収し、廃熱ボイラ及び小型蒸気発電機を用いて発電を行うこと。

2 電力供給

事業者は、処理に伴って発生する余熱を回収し、廃熱ボイラ及び小型蒸気発電機を用いて発電した電気を本施設の所内で利用すること。

3 熱供給

事業者は、工場棟及び管理棟の浴室・手洗い並びに場外余熱利用施設（湖西市アメニティプラザ、直線距離約100m）へ熱供給（蒸気）を行うこと。

第6節 処理不適物及び副生成物の取扱い

本施設から発生した副生成物については飛散防止を行い、表 14に示すとおり処理すること。

表 14 搬入物及び副生成物毎の貯留管理・積込運搬先

対象物	積込運搬先等
鉄分、破碎鉄、破碎アルミ、カレット、鉄缶、アルミ缶及び圧縮梱包ペットボトル	市の指定する運搬車輛へ積込み及び積込補助
不燃物（コンクリートがら等）、不燃残さ及び飛灰処理物	市内の最終処分場へ運搬
木製家具、廃材、廃タイヤ	浜松市西区（往復100分程度）の指定業者まで運搬
布団	梱包、貯留管理まで運搬
草・木枝	笠子処分場に搬出

第4章 維持管理業務に関する要件

第1節 維持管理計画の作成・管理

事業者は、施工企業より本市に提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、本施設の運転、点検・保守（修繕・更新）に関する詳細を記載した維持管理計画を本市に提出し、その確認を受けること。なお、維持管理計画には、維持管理に関する各種の検査要領書も含めること。維持管理計画においては、運営期間を通じての設備機器の修繕・更新計画を明確にし、主要設備の交換サイクル及び対象範囲を明記すること。また、維持管理計画は、本施設の状況を把握した上で、毎年見直しを行うこと。

修繕については計画的に実施し、修繕のライフサイクルコストの低減を目指すとともに、個別設備の修繕時期を維持管理計画の中で明記すること。また、共通系設備の修繕は、焼却施設にあっては全炉停止時に実施するよう計画することとし、リサイクルプラザにあっては燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの処理に支障を来さないように修繕を実施できるよう計画すること。

第2節 処理能力の維持

事業者は、本施設の基本的な性能を長期的に発揮できるよう運営管理すること。また、表9に示す各処理対象物の計画処理量を処理できるよう、能力の維持に努めること。

第3節 機能維持のための点検・保守

事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うとともに、修繕・更新等の履歴を運営期間中にわたり電子データとして残し、事業期間終了後に本市に譲渡すること。

第4節 法定点検

事業者は表15及び下記項目を参考として、必要な法定点検を実施すること。

- 1 期限を定めて適切に実施すること。
- 2 記録は適切に管理し、定められた期間（年数）保存すること。
- 3 検査実施前に検査内容を本市に報告し、確認を受けること。

表 15 法定検査の項目等（参考）

設備名	法律名	備考
ボイラ	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 2年に1回以上
小型蒸気発電機	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第34条 荷重試験等 第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 第12条 報告、検査等	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上 1年に1回以上
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第67条 定期自主検査 第73条 性能検査等	1月に1回以上 1年に1回以上
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第88条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラ及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第94条 定期自主検査	1年に1回以上
計量器	計量法 第21条 定期検査の実施時期等	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則 第56条 検査	1年に1回以上
地下タンク	消防法 第14条の3	1年に1回以上
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条 精密機能検査	3年に1回以上
消防用設備	消防法 施行規則 第31条の6 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検 及び報告	外観点検3月に1回以上 機能点検6月に1回以上 総合点検1年に1回以上
電気設備	電気事業法 第42条 保安規程	定期検査
フロンガス仕様機器	フロン排出抑制法	3年に1回又は1年に1回

第5節 施設の修繕・更新

1 維持管理計画の適切な履行

事業者は、本施設の機能を事業期間終了時まで、適正に維持するため維持管理計画に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について、点検・検査計画書、修繕計画書及び更新計画書等の実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。本市は、当該計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、適宜指摘・修正を求めることができる。また、本市は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画、実施計画書及び運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

2 修繕・更新の実施

事業者は、修繕・更新の作業が終了したときは、実施施工計画書にしたがって当該施設に求められる試験・検査を行い、当該計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本市に報告すること。

なお、修繕・更新を行うに際し、特定供給部品リストに示す部品を使用することを原則とするが、事業者の判断で使用部品を変更する場合は、本市の承諾を得ること。

第6節 備品・什器・物品・用役の調達及び管理

事業者は、備品、什器、物品、用役の調達計画を作成し、本市に提出すること。

事業者は、調達計画に基づき調達した備品、什器、物品、用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

第7節 機器の予備品及び消耗品等の調達及び管理

事業者は、機器の予備品及び消耗品等の調達計画を作成し、本市に提出すること。

機器の予備品については、必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。

機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1年以内に消耗するであろう部品、及び開放点検時に取替の必要な部品等とすること。

事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品及び消耗品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

第8節 建築施設・施設の保全

事業者は、以下に示す施設の点検を定期的に行い、適切な修繕等を行うこと。

- 1 消防設備
- 2 空調設備
- 3 昇降機
- 4 自動扉及び各シャッター
- 5 その他必要な施設、設備

事業者は、建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引きについて適切に点検、修理、交換等を行うこと。

第9節 公害モニタリング装置の管理

事業者は、公害モニタリング装置の点検を定期的に行い、適切な管理・修繕を行うこと。

第5章 環境管理業務に関する要件

第1節 運営中の測定管理

事業者は、本施設の運営にあたって、環境保全計画を作成し環境測定を実施すること。なお、詳細な測定項目、測定頻度等については、別紙3に示すとおりである。ただし、別紙3に示す測定項目は、事業者が行うべき測定管理の最低基準を示したものであり、より詳細な測定を行うことも可とする。また、事業者は実施した全ての測定データを本市に提出すること。

本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な測定項目等について本市及び事業者が合意した場合、別紙3に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更する。

第2節 安全衛生管理

事業者は、本施設において労働災害の防止と衛生の確保及び従業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。

責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。

快適な職場環境の形成を促進すること。

第3節 作業環境管理基準

事業者は、本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。

運営管理にあたり、作業環境基準を遵守すること。

法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本市と協議すること。

第4節 作業環境管理計画

作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。

作業環境管理基準の遵守状況について本市に報告すること。

第5節 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。

整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保たれるようにすること。

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、これを遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要すること。

ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備すること。整備した体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を図ること。

労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。

従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。

施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。

第6節 本施設の安全衛生管理

事業者は、安全衛生管理体制に基づき、本施設に従事する運転員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

焼却施設では、特に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本市に提出すること。

本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業中の安全を図ること。

安全作業マニュアルは、本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

第6章 情報管理業務に関する要件

第1節 運転記録報告

事業者は、本施設の処理対象物搬入量、処理不適物排出量、不燃物・飛灰等各搬出物の搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。

運転記録に関するデータは、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第2節 点検・検査報告

事業者は、本施設の点検・検査計画書および点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。

点検・検査に関するデータは、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第3節 修繕・更新計画報告

事業者は、本施設の維持管理計画に基づいて修繕計画及び更新計画を作成し、また、修繕及び更新の実施後は、修繕結果報告書及び更新結果報告書を作成し、それぞれを本市に提出すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。

修繕・更新に関するデータは、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第4節 環境管理報告

事業者は、環境保全計画書に基づき計測し、環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、本市に提出すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。

環境管理に関するデータは、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第5節 安全衛生報告

1 マニュアル等

事業者は、本事業の対象施設に関する安全衛生管理マニュアル、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画等を運営期間にわたり適切に管理すること。

事業者は、修繕・更新等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、マニュアル、計画等を速やかに変更すること。

本事業の対象施設に関するマニュアル、計画等の管理方法については本市と協議の上、決定すること。

2 作業環境管理報告

事業者は、環境保全計画書に基づき、作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、本市に提出すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本市と協議の上、決定すること。

作業環境管理に関するデータは、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第6節 情報管理報告

事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を運営期間中、適切に管理すること。

修繕、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更し、本市へ報告すること。

本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については本市と協議の上、決定すること。

第7節 その他管理記録報告

事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目の中で、本市が要望する管理記録について、管理記録報告を作成すること。

報告書の提出頻度・時期・詳細項目については、本市と別途協議の上、決定すること。

本市が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は本市との協議により定める期間保管すること。

第7章 関連業務に関する要件

第1節 広域支援等の協力

事業者は、本市の指示により、以下に示す本市が行う広域・相互支援等へ協力すること。

【廃棄物に関する協定】

- ・県内市町損との一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定
- ・災害支援協力に関する協定書（し尿運搬事業者3社）

【その他一般的な災害協定】

- ・災害時相互応援協定書（長野県木曽町）
- ・災害時相互応援協定書（宮城県登米市）
- ・災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県蕨市）
- ・災害時相互応援協定書（宮城県大和町）
- ・三遠南信災害時相互応援協定（愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州）

第2節 防火・防災管理

1 日常点検・定期点検

事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、該当箇所の改善を行うこと。

2 防火・防災管理区画

防火・防災管理は、本市の使用区画についても対象範囲とすること。

3 消防署への報告

事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を消防署へ提出すること。

4 火災警報発報時の対応

管理対象外施設からの火災警報発報時には、事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。

5 自主防災組織の整備

事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、及び本市等への連絡体制を整備すること。また、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

6 二次災害の防止

事業者は、本事業の対象施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設への影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

7 防災訓練の実施

事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、事前に本市と協議の上、定期的に防災訓練等を行うこと。

8 事故報告書の作成

事業者は、事故対応マニュアルに従い、事故が発生した場合、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。また、報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作

成し、本市に報告すること。

第3節 施設警備・防犯

- 1 事業者は、場内警備を実施すること。また、これに係る一切の費用を負担すること。
- 2 管理対象外施設からの警報発報時には、事業者は協力して可能な限り現場確認及び警察署への連絡を行うこと。

第4節 清掃

事業者は、図1(P4)の管理区域内の清掃計画を作成して施設内外を清掃し、常に清潔に保つこと。
特に見学者等の第三者が立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
なお床面ワックス（2回/年）及びガラス清掃は市が実施する。

第5節 除草・剪定

事業者は、図1(P4)における管理区域内の除草・剪定を実施する。
特に見学者等の第三者が立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第6節 住民対応

1 住民対応

- (1) 事業者は、施設周辺の住民の信頼と理解、協力が得られるよう、常に適切な運営管理を行うこと。
- (2) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 事業者は、本施設の運営管理に関して住民等から直接、事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応は本市へ引継ぐこと。なお、本市に本事業の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、事業者へ指示するので、事業者は必要な措置を講ずること。
- (4) 地元協議会等への対応
- (5) 湖西市環境センター運営協議会において、必要に応じて本市の指示のもと対応を図ること。

第7節 見学者対応

事業者は、市民及び学校等の施設見学者への対応を行うものとし、見学者対応に必要な資料についても作成すること。

行政視察への対応は本市が行うものとし、事業者は本市の補助として同行し、本市と連携して適切に対応すること。また、事業者は、その際に必要な資料の作成に協力すること。

第8節 本市が本施設内で行うイベント・研修等への協力

事業者は、本市が本施設内で行うイベントや研修、その他の事業に協力すること。

別紙1 主な貸与品及びリース機器リスト

貸与品

- ・ 備え付け備品
- ・ 運搬用等車両
- ・ 塵芥車（2台）※
- ・ 4tアームロール※
- ・ 4t-2t兼用アームロール※
- ・ 2tアームロール※
- ・ エアシャワー
- ・ オートマット
- ・ AED

リース機器

- ・ 塵芥車 2台※

※令和6年3月31日まで

別紙2 人員配置図（参考）

人員配置表（参考）

ごみ焼却施設 運転管理体制

所長	1名
副所長	1名
事務員	3名
焼却担当	16名
保全班(整備班)	5名
合計	26名

	勤務時間	公休日
所長	8:00～17:00	土日
副所長	8:00～17:00	土日
事務員	8:15～17:15	土日
整備班	8:00～17:00	土日

	勤務時間	勤務周期
運転班	1直	1直
	8:00～17:00	2直
	2直	明け
	16:45～8:15	公休

リサイクルプラザ 運転管理体制

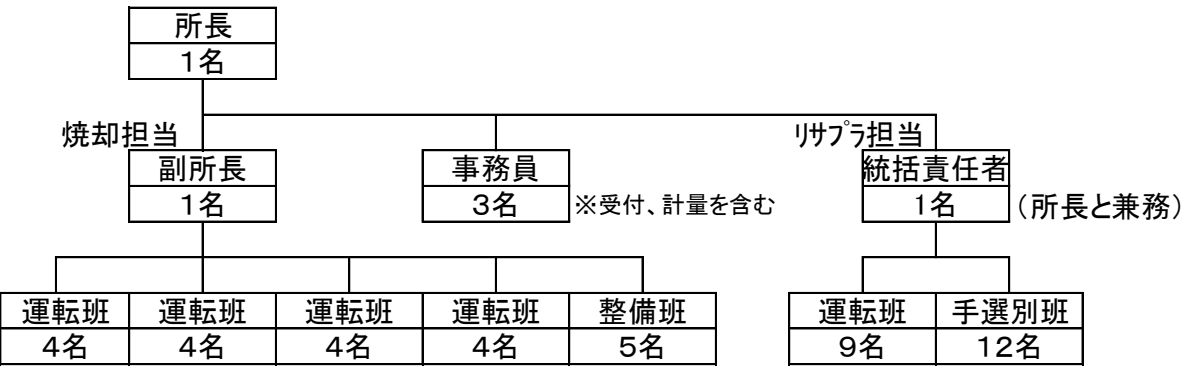
統括責任者	1名
運転班	9名
手選別班	12名
合計	22名

	勤務時間	公休日
統括責任者	8:15～17:15	
運転班	8:30～17:15	土・日曜、年末年始※1
手選別班	8:30～17:15※2	概ね170日程度(土・日曜含)

※1 日曜日は毎月第3日曜日の粗大の日を除く

※1 年末年始は12/31～1/3

※2 上記時間内の内1日当たり6時間程度



別紙3 測定項目（環境保全計画）

（1）ごみ焼却施設

測定項目		測定場所	年間計測頻度
ごみ 処理	ごみ質	ホッパーステージ	4回
	燃焼室燃焼ガス温度	燃焼室出口	自動測定
	集じん器入口ガス温度	集じん器 入口	自動測定
排ガス	ばいじん/塩化水素/窒素酸化物/硫黄酸化物	煙突	各系列2回
	水銀(ガス状・粒子状)		
	ダイオキシン類	煙突	各系列1回
炉底 残さ (不燃物)	熱しゃく減量	不燃物 バンカ	12回
	ダイオキシン類	不燃物 バンカ	1回
飛灰	溶出試験 アルキル水銀化合物/水銀又はその化合物/カドミウム又はその化合物/鉛又はその化合物/六価クロム化合物/砒素又はその化合物/セレン又はその化合物/1,4-ジオキサン	固化物 バンカ	12回
	ダイオキシン類	固化物 バンカ	1回
作業 環境	ダイオキシン類	焼却炉室、 飛灰処理物 搬出場	2回

※年間の測定間隔が均等になるよう計画すること

(2) リサイクルプラザ

測定項目		測定場所	年間計測頻度
粉じん	粉じん作業環境	プラットフォーム、選別室	2回

(3) 共通

測定項目		測定場所	年間計測頻度
騒音		敷地境界線上	4回
振動		敷地境界線上	4回
悪臭	特定悪臭物質	敷地境界線上	1回
	臭気指数		4回
排水	pH/BOD/COD/SS/大腸菌群数	生活系排水ピット	2回
	カドミウム及びその化合物/鉛及びその化合物/シアン化合物/水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		2回
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）/ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）/フェノール類含有量/銅含有量/亜鉛含有量/溶解性鉄含有量/溶解性マンガン含有量/クロム含有量/窒素含有量/りん含有量/有機りん化合物/六価クロム化合物/砒素及びその化合物/ポリ塩化ビフェニル/トリクロロエチレン/テトラクロロエチレン/ジクロロメタン/四塩化炭素/1,2-ジクロロエタン/1,1-ジクロロエチレン/シス-1,2-ジクロロエチレン/1,1,1-トリクロロエタン/1,1,2-トリクロロエタン/1,3-ジクロロプロペン/チウラム/シマジン/チオベンカルブ/ベンゼン/セレン及びその化合物/ほう素及びその化合物 海域以外/ふっ素及びその化合物 海域以外/アンモニア, アンモニウム化合物/亜硝酸化合物及び硝酸化合物/1,4-ジオキサン		2回

(4) 周辺環境

測定項目		測定場所	年間計測 頻度
河川	pH/BOD/COD/SS/大腸菌群数/全りん（りん含有量）/全窒素（窒素含有量）/ホウ素及びその化合物/シアン化合物/鉛及びその化合物/六価クロム化合物/砒素およびその化合物/水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物/ポリ塩化ビフェニル	筒川 （上流、下流）	1回
大気	ダイオキシン	2カ所 （協議による）	1回
土質	ダイオキシン	2カ所 （協議による）	1回

別紙4 清掃業務について

事業者は、下記設備の清掃を行うこと。

日常清掃

- ・ 床清掃、階段、エントランスホール、廊下
- ・ 各階男子女子便所、多目的便所
- ・ 洗面所
- ・ 浴室
- ・ 湯沸室
- ・ クレーン室